

【その他】

(ページ)

- 資料1 国民健康保険の都道府県化に向けた検討への協力について… 1
- 資料2 国土強靱化に向けた関連施策推進と地域計画策定について… 2
- 資料3 土木インフラ整備及び維持管理における各県土整備局及び
(公財)鳥取県建設技術センターの活用について…………… 6

国民健康保険の都道府県化に向けた検討への協力について

鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療指導課

平成 30 年度からの国民健康保険事業の都道府県化に向けて、県は、新たに国保事業の運営に参画し、県全体の国保財政の運営を担うことになる。

そのため、その準備として、本年度から県と市町村の課長級で構成する「国保連携会議」と実務担当者で構成する「作業部会」を設置し、新たな国保制度が円滑に導入されるよう、以下の検討事項を中心に協議を行っているところであり、引き続き御協力いただきたい。

1 国保事業費納付金の算定について

- ・平成 30 年度からは、県が市町村ごとに納付金を決定し、市町村が県へ納付する仕組みとなる。
 - 県による納付金の算定に当たっては、市町村からのデータ提供が必須となるため、御協力いただきたい。
 - ※ 平成 30 年度の最終的な市町村の保険料率については、平成 29 年 10 月から県が直近のデータを基に納付金等を算定した後、概ね平成 29 年 12 月頃から、市町村での検討となる。
 - ※ 納付金の算定に当たっては、市町村の医療費水準や所得水準を反映させる方向で検討する。

2 市町村国保事務の共同実施について

- ・平成 30 年度に向けて、市町村国保事務の共同実施により、住民サービスに直接つながるものや事務の効率化が図られる等の視点で、具体的に共同実施が可能となる事務を検討しているところである。
 - 引き続き、具体的に共同実施が可能となる事務の洗い出しや実現のための課題の整理等の検討をお願いしたい。

3 県国保運営方針案の策定等について

- ・平成 30 年度からの国保運営に関する県内の統一的なルールとなる国保運営方針案を本年度中に県が策定する予定であるが、国保運営方針等の重要事項については、県に運営協議会を設置し、審議を経る必要があることから、平成 28 年 11 月議会で運営協議会設置に係る所要の手続きを行うこととしている。
 - 国が定めた「国保運営方針策定要領」に基づき、県が策定する、国保の医療費や国保財政の見通し、市町村における保険給付の適正な実施に関する事項などを記載した国保運営方針について、御意見等をお願いしたい。
 - また、運営協議会の審議に当たって、市町村は事務局の立場での参画が想定されていることから、参画について御協力いただきたい。

国土強靱化に向けた関連施策推進と地域計画策定について

鳥取県 県土整備部 技術企画課

いかなる自然災害が起こっても機能不全に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会経済システムの構築のため、平成28年3月29日付で、鳥取県国土強靱化地域計画を策定したところ。

国土強靱化の取組は、持続可能な地域社会の構築を進めていくものであり、担い手育成を含め地方創生とは車の両輪の関係にあることから、国土強靱化地域計画と地方創生総合戦略（元気づくり総合戦略）の双方の取組を、調整を図りながら進めていくこととしている。

本県全体の強靱化の推進にあたっては、市町村の主体的な取組が不可欠であることから、本県の地域計画に定める施策への連携に御協力いただくとともに、市町村においても地域計画を策定いただきたい。

【現在の取組状況】

1 市町村の強靱化地域計画の策定支援

- ・6/29 までに全市町村の首長等に、個別に県計画の概要説明及び市町村へ計画策定を依頼済み。
- ・7/15 までに全市町村の担当に、計画策定支援の具体的内容について説明済み。

2 県の国土強靱化地域計画の KPI の進捗管理及び必要な見直し

- ・各分野の強靱化関連施策の進捗管理及び官民連携が図れる取組並びに熊本地震を踏まえた新たな取組を検討
 - i) 救援物資輸送と広域防災拠点
 - ii) 避難所の環境改善に向けた対策
 - iii) 住家の被害認定
 - iv) 罹災証明業務の指導者育成
 - v) 経済活動の継続に向けた中小企業BCP策定 等

3 産官学民の連携による国土強靱化の推進

(1) 人材確保・育成に係る取組

- ・鳥取大学、業界、鳥取県建設技術センター、市町村等と連携した建設産業の担い手の確保・育成のための対策及び体制構築の検討（TIFNet の活用推進。県・業界・町村会で H28.3.31 に締結した協定の具現化。）

(2) 技術開発

- ・県と鳥取大学等が連携し、防災、インフラ施設の状況把握に係る情報を集約・共有するシステムの構築を検討中

4 今後の予定

年度内 国土強靱化連絡調整会議（国・県・市町村・大学・民間）

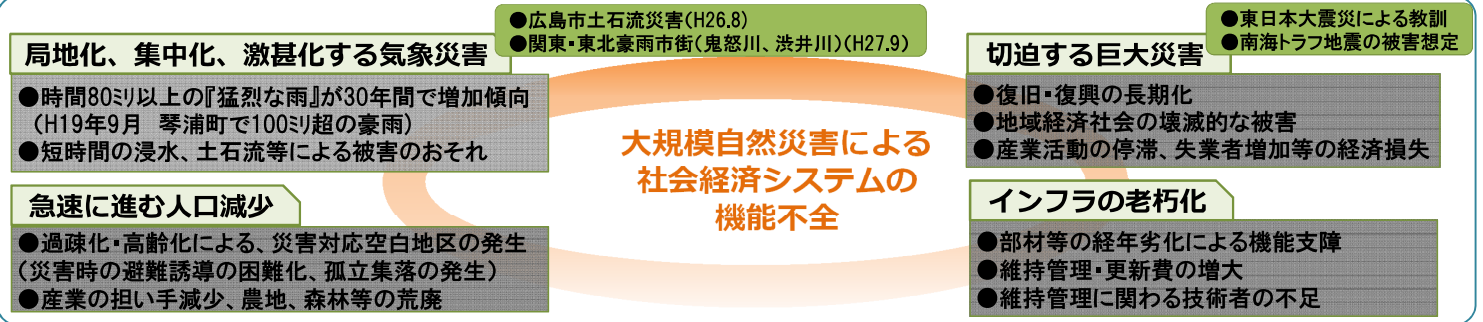
- i) 関係者連携と K P I 進捗状況
- ii) 熊本地震を踏まえた新たな取組と地域計画の見直しの方向性
- iii) 国土強靱化推進に向けた人材確保・育成の取組状況

鳥取県国土強靱化地域計画 概要

国土強靱化とは

いかなる自然災害が起ころうとも、機能不全に陥る事が避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った「安全・安心な社会経済システム」を構築するもの。

地域の持続的な発展への課題



国土強靱化地域計画

基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人命の保護が最大限図られること 2. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4. 迅速な復旧・復興
------	--

国土強靱化の進め方

- ・ハード、ソフトの取組を効果的に組み合わせ、バランスのある防災、減災の対策を進める。
- ・情報伝達の強化と多様化、自助・共助の更なる充実等により、地域防災力を高めていく。
- ・国、県、市町村、民間などの関係者が連携して取組を推進する。

安全安心な県土づくりと鳥取の地方創生に貢献

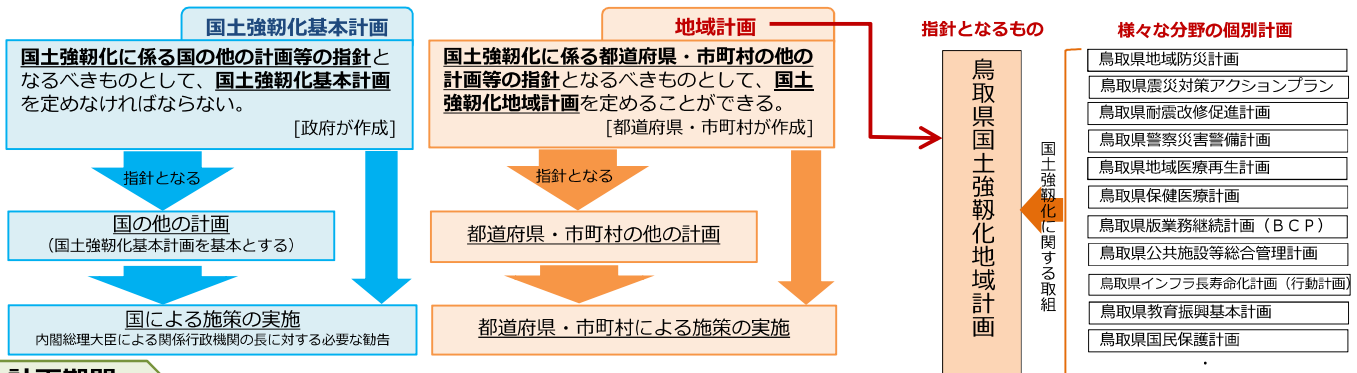
計画の策定趣旨，位置付け

1. 計画の策定趣旨

国や県内19の市町村など関係機関との相互連携のもと、鳥取県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を策定するものである。

2. 計画の位置付け

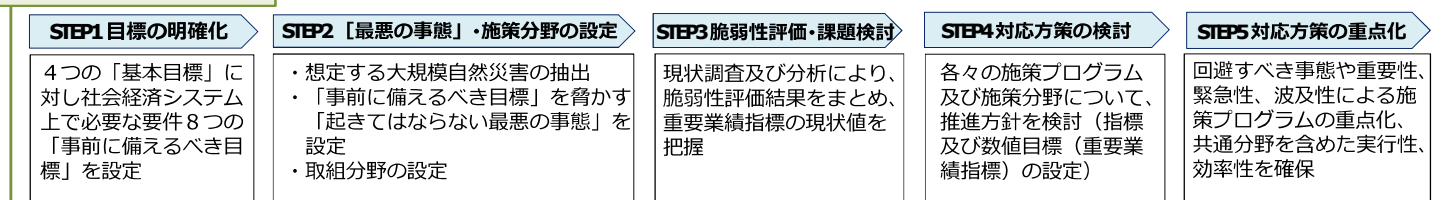
国土強靱化基本法第13条に基づいて策定され、同法第14条に基づき国が定める国土強靱化基本計画と調和させたものであり、国土強靱化の観点から、様々な分野での指針となるものである。



3. 計画期間

本計画の推進期間は、平成27年度から実施し、平成32年度を目標年次とする。





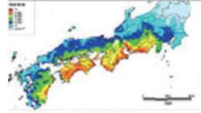
4. 計画策定の流れ



国土強靱化の方向性

■ 想定する大規模自然災害

本県の地理・地形的特性、気候特性、社会経済的特性を踏まえ、想定する大規模自然災害は次の種類である。

災害区分	自然災害による起きてはならない事象
地震	<ul style="list-style-type: none"> 住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 住宅密集市街地における火災の延焼 インフラ機能停止による避難、復旧の難航 
津波	<ul style="list-style-type: none"> 建物の倒壊・流出等による死傷者の発生 広範囲な浸水による都市機能の停止 流出がれき等の散乱堆積による復旧長期化 
豪雨 暴風雨	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨に伴う河川の氾濫による死傷者の発生 低平地の排水機能停止に伴う長期間の冠水による経済活動の停滞 
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土石流、がけ崩れ等による死傷者の発生、住宅の倒壊 交通物流の寸断による孤立集落の発生 
豪雪 暴風雪	<ul style="list-style-type: none"> なだれや建物倒壊による死傷者の発生 幹線の交通支障による地域間の物流寸断 積雪による迂回路がない集落の孤立化 
南海トラフ地震	<ul style="list-style-type: none"> 支援の遅れ等による被災地の被害の拡大 太平洋側の社会経済システムの機能不全 

■ 国土強靱化の方向性

いかなる自然災害が起ころうとも機能不全に陥ることが避けられるような「安全・安心な社会経済システム」を作るため、既に進めている施策の現況を評価した結果、今後必要となる取組の次のとおりである。

日本海国土軸の形成と太平洋側の諸機能バックアップ

- ・高速道路ネットワークのミッシングリンク解消
- ・災害時におけるサプライチェーンの確保
- ・南海トラフ地震等被災地に対する迅速な支援

ハード・ソフトを組み合わせた多重防御による地域づくり（耐震化対策や老朽化対策の推進）

- ・ハード・ソフトの適切な組合せによる事業推進
- ・人命確保や二次災害防止のための耐震化
- ・公共施設等総合管理計画の推進と計画的な維持管理・更新・統廃合・長寿命化

交通物流人材ネットワークによる地域防災力の強化

- ・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者のサポート
- ・医療・福祉分野など災害時に必要な人材の確保
- ・防災ボランティアによる防災教育の推進

行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性の確保

- ・災害時における行政機能の確保、BCP運用
- ・情報通信の多重化・冗長化
- ・再生可能エネルギーの導入促進

国、自治体に加え、民間の主体的な取組促進

- ・国、自治体、民間事業者等におけるBCP運用
- ・関係機関・関係団体等との協定による連携
- ・産官学連携による技術開発と防災への活用

8つの事前に備えるべき目標と重要業績指標

災害発生から時系列に整理した「事前に備えるべき目標」を確保するため、「起きてはならない最悪の事態（29項目）」を回避する施策プログラムを設定。施策プログラムは、個別施策分野（5分野）と横断的分野（4分野）に属する239の取組で構成される。それぞれの取組には、その成果を定量的に評価する指標（重要業績指標：KPI）を設定している。

■ 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の関係

事前に備えるべき目標				目標の内容	起きてはならない最悪の事態(29項目)
災害発生時	災害発生直後	復旧	復興		
1. 人命保護	2. 救助・救援・医療活動の迅速な対応	3. 行政機能の確保	4. 情報通信機能の確保	大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。	1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生(住宅密集地、不特定多数施設含む)
					1-2 津波による死傷者の発生
					1-3 カリヤ豪雨等による市街地の浸水
					1-4 土砂災害等による死傷者の発生
					1-5 豪雨・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
					1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
					2-1 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止(避難所の運営、帰宅困難者対策含む)
					2-2 長期にわたる孤立集落等の発生(豪雪による孤立等を含む)
5. 地域経済活動の維持	6. ライフラインの確保及び早期復旧	7. 二次災害の防止	8. 迅速な復旧・復興	大規模自然災害が発生した直後から、救助・救援、医療活動が迅速に行われる。	2-3 救助・救援活動等の機能停止(絶対的不足、エネルギー供給の途絶)
				2-4 医療機能の麻痺(絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶)	
				3-1 警察機能の低下(治安の悪化、重大交通事故の多発)	
				3-2 県庁および県機関の機能不全	
				3-3 市町村等行政機関の機能不全	
				4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止(電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等)	
				5-1 地域競争力の低下、県内経済への影響(サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等)	
				5-2 交通インフラネットワークの機能停止	
5-3 食料等の安定供給の停滞					
29の「施策プログラム」	個別施策分野	横断的分野		大規模自然災害が発生した直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。	6-1 電力供給ネットワーク等機能停止(発電電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等)
				大規模自然災害が発生した直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する。	6-2 上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止(用水供給の途絶、汚水流出対策含む)
				大規模自然災害が発生した直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態(豪雪による分断を含む)
				7-1 大規模火災や広域複合災害の発生	
				7-2 たため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)	
				7-3 有害物質の大規模拡散・流出	
				7-4 風評被害等による県内経済等への甚大な影響	
				8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態					

KPI数	①行政機能	77	②住環境	32
	③保健医療・福祉	20	④産業	54
	⑤国土保全・交通	56	合計	239

横断的分野	
1. リスクコミュニケーション	2. 老朽化対策
3. 研究開発	4. 人口減少対策

個別施策分野における主な取組

施策プログラムの取組を分野別に掲載

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策プログラムは、必要となる取組の集合体であるが、これらは5つの個別施策分野に属するものである。国土強靱化の方向性及び施策プログラムの設定を踏まえ、具体的施策を整理した結果、個別施策分野の主な取組は次のとおりである。

1. 行政機能分野（行政機能／警察・消防等）

主な取組／重要業績指標（KPI）／（事業主体／施策プログラム）	
✓行政拠点施設の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 県有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 97.0% → 100%（県／1-1） 市町村施設の耐震化率 75.0% → 取組推進（市町村／1-1） 県庁BCPの実効性向上、定期的な訓練、計画見直し BCP策定運用中 → 取組推進（県／3-2） 市町村BCP策定数（19市町村+3広域連合、一部事務組合） 100% → 実効性向上（市町村／3-3）
✓物資の備蓄・調達に係る関係者連携	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村との適正な備蓄量確保（飲料水、食料、生活関連物資） 取組中 → 備蓄推進と供給調達体制の確保（県・市町村／2-1）
✓住民・来県者への災害情報の確実な伝達	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県災害情報システムによる災害情報の共有・伝達等 取組中 → 取組推進（県／1-6） 市町村における戸別受信機等の避難情報等伝達体制の整備支援 戸別受信機の設定 16市町村 → 取組推進（市町村／1-6）
✓活動人員の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員数 5,115人 → 5,463人（市町村・民間／2-3） 自主防災組織 組織率 78.8% → 90%（市町村・民間／2-3）
✓広域的な連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 中国地方、関西広域連合での協定による相互支援 取組中 → 取組継続（県／3-2） 徳島県との相互応援協定による円滑な受援の確保 取組中 → 取組継続（県／3-2）

2. 住環境分野（住宅・都市、環境）

主な取組／重要業績指標（KPI）／（事業主体／施策プログラム）	
✓住宅・学校等の建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化率 78.2% → 89%（民間／1-1）
✓二次災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 感震プレーカー設置率 9.3% → 10%（民間／7-1）
✓下水道の耐震化とBCP策定運用による機能継続	<ul style="list-style-type: none"> 下水道基幹管の耐震化率 24% → 27%（市町村／6-2） 下水道BCP策定数 11市町村 → 12市町村（市町村／6-2） 地震対策上重要な下水道管渠の耐震化率 41% → 耐震化推進（県・市町村／6-2） 下水道BCP策定率 68% → 100%（県・市町村／6-2）
✓地域コミュニティ構築による防災力強化	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅や遊休施設等を活用した「小さな拠点」の数 → 30箇所（県／5-2）
✓都市・住宅に関する危険情報の共有周知	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定区域図の見直しに基づくハザードマップの作成・公表 H23年度作成成分を見直し予定 → 作成（市町村／1-2）
✓災害廃棄物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却施設災害時自立稼働施設数 1施設 → 2施設（市町村／8-1） 災害廃棄物処理計画策定（県） 0% → 100%（県／8-1）

3. 保健医療・福祉分野

主な取組／重要業績指標（KPI）／（事業主体／施策プログラム）	
✓医療拠点施設の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院の耐震化率 75.0% → 100%（国・県・民間／2-4） 医療機関BCP策定率 46% → 100%（民間／2-4）
✓物資の備蓄・調達に係る関係者連携	<ul style="list-style-type: none"> 県内全ての医薬品卸団体、医療機器団体との協定締結 100% → 100%取組推進（県・民間／2-1）
✓活動人員の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 被災地へのDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣（100%保有） 鳥取DMAT（4病院）と派遣に関する協定締結 → 協定締結の継続による体制強化（国・県・民間／2-4）
✓地域コミュニティ構築による防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> とっとり支え愛活動継続取組数 175件 → 190件（県・民間／横断①）

4. 産業分野（エネルギー、金融、産業構造、農林水産、情報通信）

主な取組／重要業績指標（KPI）／（事業主体／施策プログラム）	
✓代替エネルギーの確保	<ul style="list-style-type: none"> 県内における再生可能エネルギー導入量（次期環境（グリーン）プラン策定中） 800,470kW → 導入拡大推進（県・民間／6-1）
✓関係者連携とBCPIによる経済活動の継続	<ul style="list-style-type: none"> 県又は国の支援を受けてBCPを策定した企業数 101社 → 200社（民間／5-1） 商工会議所・商工会BCP策定率 68% → 100%（民間／5-1） 金融機関（銀行・信用金庫）BCPの策定率 100% → 100%（民間／5-1）
✓農地、森林が持つ国土保全機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみで農地の維持に取り組む農用地面積の割合 40% → 60%（民間／7-2）

5. 国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）

主な取組／重要業績指標（KPI）／（事業主体／施策プログラム）	
✓水害・土砂災害対策の推進と危険情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> 県又は国の支援を受けてハードとソフトの効果的な組み合わせ 県管理河川延長整備率 46.7% → 整備推進（県／1-3） 計画規模を上回る降雨に基づく浸水想定区域の設定 0河川 → 22河川（県／1-3） 土砂災害危険箇所整備率 25.5% → 30%（県／1-4） 土砂災害特別警戒区域指定率 79.0% → 100%（県／1-4）
✓高速道路、海上輸送のミッシングリンク解消	<ul style="list-style-type: none"> 県内高速道路ネットワークの供用率（鳥取西道路などの整備促進） 54.4% → 63%（国・県／5-2）
✓交通結節点の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> JR西日本主要駅舎の耐震化（鳥取駅、倉吉駅、米子駅） 67% → 完了に向けた取組推進（民間／5-2）
✓橋梁耐震化等によるインフラ機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路橋梁の耐震化率 98.3% → 100%（県／5-2）
✓基幹インフラの代替性・冗長性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地籍調査進捗率 26.8% → 33%（県・市町村／8-4）
✓建設業に関する人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 建設業協会との防災協定の締結 締結済 → 継続した連携強化（県・民間／8-2） 建設業における担い手の確保・育成の取組 取組中 → 取組継続（県・民間／8-2）

国土強靱化の推進体制について

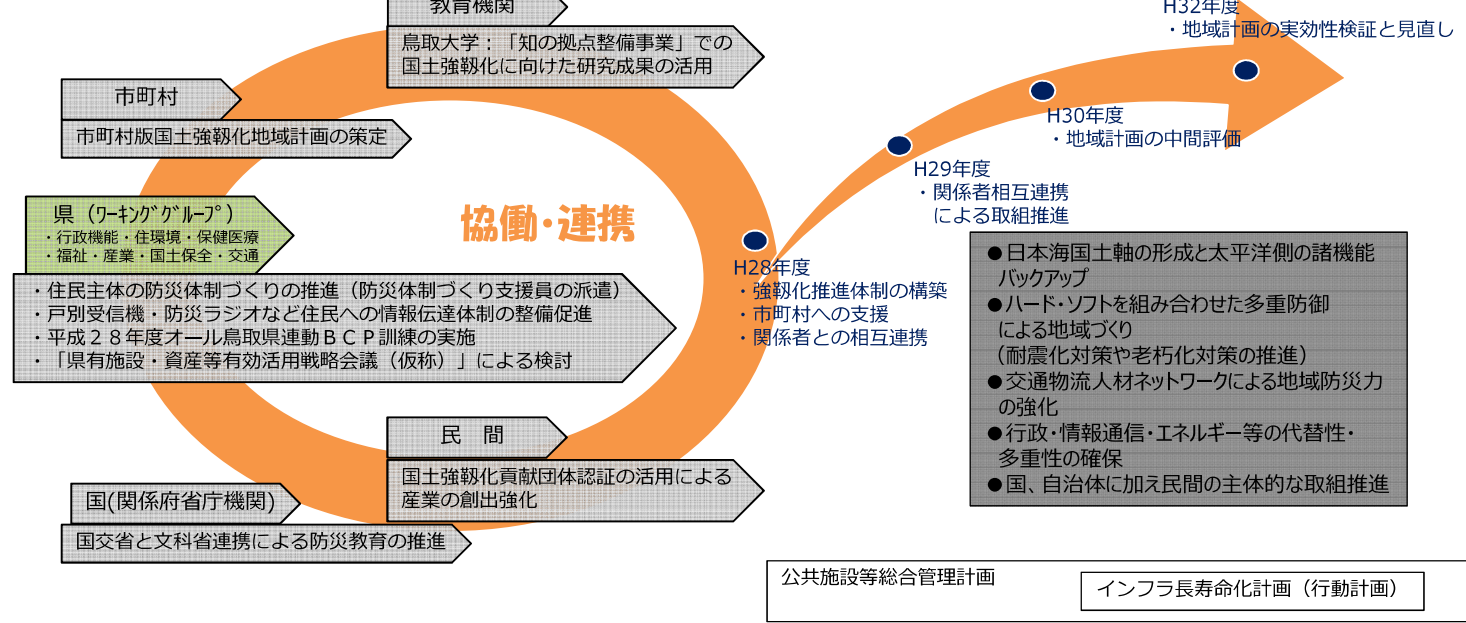
「鳥取県国土強靱化地域計画推進対策本部」

本部長：知事 構成員：各部署、教育委員会、企業局、病院局、警察本部 事務局：県土整備部

「鳥取県国土強靱化地域計画推進プロジェクトワーキンググループ」

構成員：各部署、教育委員会、企業局、病院局、警察本部 事務局：県土整備部

国土強靱化地域計画 推進体制と目標イメージ



土木インフラ整備及び維持管理における各県土整備局及び（公財）鳥取県建設技術センターの活用について

鳥取県 県土整備部 県土総務課

多様化する住民ニーズの中で、調査・設計・積算・監理業務、老朽化が進行する土木インフラの維持管理、激甚化する気象災害による復旧事業等を求められている。(市)町村においては、土木技術者等の職員不足に伴い、公共工事の技術面からの妥当性判断や総合評価入札制度の導入等に係る技術的な知識が不足する場合がある。このような事態に対処し、各事業の効率的な執行を図るため、以下の機関で業務の相談を受け付けます。

1 各県土整備局（※東部地区は鳥取・八頭県土整備事務所）

公共土木施設の管理者として、また委託・工事の発注者として、判断に迷うケースを首長～担当レベルまで受付。(H28.3.31 町村会と県との連携協定書)

(例) 工事の必要性、予定価格積算、総合評価入札制度導入、工事成績点数付け 等

2 (公財) 鳥取県建設技術センター

公共土木施設の新設改良、維持管理、災害復旧等について、より実務的な内容を受付。

(1) 新設改良 : 工事積算補助業務、監督補助業務

- ・特に専門的な技術を要する工事の積算、現場監理

(2) 維持管理（橋りょう修繕） : 橋りょう補修アドバイス業務 等

- ・既存の点検・補修計画に基づき、現地調査と必要な詳細設計項目の抽出を行い、コンサルタントへ引き継ぐことにより、調査設計業務コストを削減
- ・コンサルタントの詳細設計に基づき、特殊な工法を要する修繕工事を積算
- ・多様な確認を要する修繕工事の現場監理を代行、変更が必要となる場合の積算

(3) 災害復旧 : 災害復旧支援業務、(工事積算補助業務、監督補助業務)

(H28 年度から試行的に実施)

- ・道路災害復旧及び河川災害復旧において、災害調査・報告、査定設計書作成、災害査定立会を行い、被災後から災害査定を完了するまでの業務を補助
- ・復旧工事の規模によっては、工事の積算、現場監理

(4) ICT 技術の活用 (H28 年度検討中)

- ・災害調査時、日常の施設点検における UAV (ドローン等) の活用

【具体例：橋りょう修繕の場合】

